委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区町村長等		
2. 都道府県名	滋賀県		
3. 市区町村名	草津市		
4. 届出番号	19		
5. 独自利用事務の事例番号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mynumber/dokuziriyou_todokede.html		

執行機関名 草津市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援 給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第2 第32の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援 給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱(平成18年草津市告示第213号)第1 条
⑥事務の趣旨又は目的	活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給	

⑦独自利用事務の関連規範		草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱(平成18年草津市告示第213号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十 八年政令第十号)
--------------	--	---